

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の主な福祉施策便覧（庄原市・令和7年4月版）

			対 象 要 件																窓口及び利用手続	
			身体障害の範囲									知的障害の程度				精神障害の程度				その他
			視	聴・平	盲・言 そしゅく	上肢	下肢	体幹	脳原性		内部	㊶	A	㊷	B	1級	2級	3級		
福祉サービス	在宅サービス （ホームヘルプ ほか）		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定が必要 （介護保険との調整あり）	市社会福祉課・支所
	施設利用サービス （障害者事業所利用ほか）		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定が必要な場合あり （介護保険との調整あり）	市社会福祉課・支所
	施設入所サービス （施設入所・短期入所）		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定が必要 （介護保険との調整あり）	市社会福祉課・支所 （県こども家庭センター）
	共同住宅サービス （グループホームほか）		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	障害支援区分の認定が必要な場合あり （介護保険との調整あり）	市社会福祉課・支所
装具用具	補装具費の支給		全	全	全	全	全	全	全	全									補装具によって要件が異なる （介護保険との調整あり）	市社会福祉課・支所
	日常生活用具の給付		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	用具によって要件が異なる	市社会福祉課・支所
情報伝達	手話通訳者の派遣			○	○														手話が理解できる方	市社会福祉課・支所
	「声の広報」の送付		○																広報等を読むことが困難な方	声の友の会（庄原） ともしび会（東城）
	住民告知放送内容（緊急・定時・臨時）FAXでの情報伝達			聴覚全															告知端末使用申請者又はその世帯員で、聴覚障害により住民告知放送の音声を聴くことができない方	市行政管理課・支所
移動・外出	障害者外出支援券の交付 （※どちらか一つ選択）	福祉タクシー券	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	○	○	○		○	○		1枚300円のタクシー券年間72枚 （年度中途の手帳取得・転入は枚数減）	市社会福祉課・支所
		自動車燃料助成券	1～4級△	1～4級△	1～4級△	1～4級△	1～4級△	1～4級△	1～4級△	1～4級△	1～4級△	△	△	△		△	△		1枚1200円の自動車燃料助成券年間12枚 （年度中途の手帳取得・転入は枚数減） ※交付要件あり	
	人工透析通院助成 （※どちらか一つ選択）	血液透析タクシー券									じん臓								福祉タクシー券年間240枚に加え、通院片道距離に応じてタクシー券を上乗せ交付	市社会福祉課・支所
		通院助成									じん臓								公共交通機関の運賃半額相当	
	旅客運賃の割引	JR	全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	1種（介護用） 2種（単独用片道101km以上）	乗車券購入時に手帳を呈示
		県内の旅客船（協会加入）	全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○				1種（介護用） 2種（単独用片道101km以上）	乗船券購入時に手帳を呈示
		バス・電車・アトラクション	全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	1種（介護用）、2種（単独用）	手帳を呈示
	県内タクシー料金の割引		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○				県タクシー協会に加盟する事業者のタクシーに限る。1割引。	手帳を呈示
	有料道路通行料金の割引	本人運転	全	全	全	全	全	全	全	全	全								本人又は家族の車等を本人（18歳以上）又は介護者が運転するとき。半額割引（ETCのときは安い方）手帳に証明印必要。	市社会福祉課・支所
		介護者運転	1種	1種		1種	1種	1種	1種	1種	1種	○	○							
	思いやり駐車場の利用証交付		1～4級	平衡3・5級		1～2級	全	全	1～2級	全	全	○	○			○			歩行が困難な方	市社会福祉課・支所
	駐車禁止規制の適用除外		1～3、4級（1種）	聴覚2～3級 平衡3級		1～2級（1種）	1～4級	1～3級	1～2級上肢のみを除く	1～4級	1、3級	○	○			○			歩行が困難と認められる方	庄原警察署
	自動車運転免許取得費の助成			1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級	1～4級								18歳以上	市社会福祉課・支所
	自動車改造費の助成	本人運転				1～4級	1～4級	1～4級		1～4級									18歳以上 所得制限あり	市社会福祉課・支所
		介護者運転				1～2級	1～2級	1～2級		1～2級										
医療	重度心身障害者医療		1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	○	○	○		△			所得制限あり（後期高齢者医療との調整あり）	市保健医療課・支所	
	自立支援医療（更生医療）		全	全	全	全	全	全	全	全								18歳以上 施術により機能障害の軽減可能なもの。	市社会福祉課・支所	
	自立支援医療（育成医療）		全	全	全	全	全	全	全	全								18歳未満 施術により機能障害の軽減可能なもの。	市社会福祉課・支所	
	自立支援医療（精神通院医療）															○	○	○		市社会福祉課・支所
年金・手当・共済	障害基礎年金（1級・2級）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	20歳以上（初診日、所得等の要件・制限あり） 診断書による認定	市保健医療課・支所 （三次年金事務所）
	特別障害者手当 障害児福祉手当		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	所得制限あり 診断書による認定（重度障害）	市社会福祉課・支所
	重度心身障害者在宅介護手当		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	障害者手帳所持者 特児手当・障害児福祉手当受給者 障害支援区分5・6	市社会福祉課・支所
	特別児童扶養手当（1・2級）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	20歳未満 所得制限あり 原則として診断書による認定	市社会福祉課・支所
	児童扶養手当（児童を養育する父または母が一定の障害者のとき）		1級・2級の一部	聴覚1級・2級の一部		1級・2級の一部	1級・2級の一部	1級・2級の一部	1級・2級の一部	1級・2級の一部	△	△	△	△	△	△	△	△	公的年金、所得等の要件・制限あり 原則として診断書による認定（手帳の呈示で、診断書省略の場合あり）	市児童福祉課・支所
	心身障害者扶養共済		1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	○	○	○	○	○	○	○	障害者の保護者が加入時に65歳未満。掛金の減額制度あり。	市社会福祉課・支所
税金の減免等	NHK放送受信料の減免	全額免除	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	世帯員全員が市民税非課税	市社会福祉課・支所で 証明書発行 提出先：NHK営業所	
		半額免除	全	聴覚全		1～2級	1～2級	1～2級	1～2級	1～2級	○	○			○			世帯主が障害を有し、かつ受信契約をしている世帯。		
	NTTの無料番号案内		全			1～2級		1～2級	1～2級	1～2級		○	○	○	○	○	○		NTT（電話0120-104174）	
	携帯電話基本使用料割引		全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○		各携帯電話会社	
	所得税、住民税の算定上の控除		全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	○	特別障害者控除は身体1級・2級、療育ⅦA・A、精神1級	所得税は税務署・勤務先 住民税は市税務課・支所
	自動車税、自動車取得税の減免	本人運転	2～4級	聴覚2～3 平衡3	喉頭摘出 音声3	1～2級	全	1～5級	1～2級	全	1～3級					○			軽自動車税は、要件が異なる。	自動車税、自動車取得税は県地域事務所税務局 軽自動車税は市税務課・支所
		同一生計者又は介護者運転	1～4級							1～3級		1～3級	○	○		○				
	マル優制度（預貯金等利子非課税）		全	全	全	全	全	全	全	全	全	○	○	○	○	○	○	○	郵便貯金、銀行等の預貯金、公債（限度額各350万円）	取扱の金融機関、郵便局で手帳を呈示

※国内航空については、詳しくは各航空会社でおたすねください。 【用語解説】 全…全ての等級、△…別途診断書等が必要

こんなときには、届け出をしましょう。

○身体障害者手帳

	届出等の名称	必要なもの	届出窓口
市内で住所が変わったら	居住地変更届	手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
氏名が変わったら	氏名変更届	手帳	
市外へ転出したら	居住地変更届	手帳	転入先の市区町村役場に届け出てください
手帳を無くしたり汚れたら	再交付申請	写真2枚（大きさ：縦4cm×横3cm。最近6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。） ・手帳がある時は手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
障害の程度が変化したら ☆事前に指定医にご相談ください	再交付申請	写真2枚（大きさ：縦4cm×横3cm。最近6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。） ・診断書・手帳	
障害が無くなったり、ご本人が亡くなられたら	返還書	手帳	

○療育手帳

	届出等の名称等	必要なもの	届出窓口
市内で住所が変わったら	居住地変更届	手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
氏名が変わったら	氏名変更届	手帳	
広島県内の市町（広島市除く）へ転出したら	居住地変更届	手帳	転入先の市区町村役場に届け出てください
手帳を無くしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm。最近6か月以内に撮影のもの。）・手帳がある時は手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
障害の程度が変化したら	☆県子ども家庭センターにご相談ください（電話0824-63-5181）	印鑑・写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm。最近6か月以内に撮影のもの。）・手帳	県子ども家庭センター
保護者が変わったら	保護者変更届	手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
有効期限が切れる前に	申請書 ☆県子ども家庭センターにご相談ください	写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm。最近6か月以内に撮影のもの。）・手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
広島県外（広島市を含む）へ転出したり、障害が無くなったり、ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室

○精神障害者保健福祉手帳

	届出等の名称	必要なもの	届出窓口
市内で住所が変わったら	記載事項変更届	手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
氏名が変わったら	記載事項変更届	手帳	
市外へ転出したら	申請書・記載事項変更届	手帳	転入先の市区町村役場に届け出てください
手帳を無くしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm。1年以内に撮影し、脱帽して上半身を写したもので、背景が無いもの。）・手帳がある時は手帳	市役所社会福祉課 又は、支所地域振興室
障害の程度が変化したら ☆事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	申請書（等級変更）	写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm。1年以内に撮影し、脱帽して上半身を写したもので、背景が無いもの。）・診断書（年金証書、年金振込通知等の障害の等級のわかるものでも可）	
有効期限が切れる前に ☆事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	申請書（更新）	写真1枚（大きさ：縦4cm×横3cm。1年以内に撮影し、脱帽して上半身を写したもので、背景が無いもの。）・診断書（年金証書、年金振込通知等の障害の等級のわかるものでも可） ☆有効期限の3ヶ月前から申請できます。	
障害が無くなったり、ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳	

※ 住所変更については、届け出をしなくても良い場合もありますのでご相談ください。

ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

	（電話）	（FAX）
本庁社会福祉課障害者福祉係	0824-73-1210	0824-75-0245
西城支所地域振興室保健福祉係	0824-82-2202	0824-82-2223
東城支所地域振興室保健福祉係	08477-2-5131	08477-2-5122
口和支所地域振興室市民生活係	0824-87-2112	0824-87-2057
高野支所地域振興室市民生活係	0824-86-2115	0824-86-2062
比和支所地域振興室市民生活係	0824-85-3001	0824-85-3006
総領支所地域振興室市民生活係	0824-88-3063	0824-88-2978